

## 一般公募で採択された受入れ機関ご担当者様へ

# さくらサイエンスプラン(SSP) ビザ申請支援のご案内 Guide to Japanese VISA for Sakura Exchange Program in Science (SSP) Participants

As of April, 2019

SSPによる招へいでは、国により「1次有効の短期滞在ビザ(短期商用等)」の取得が必要となります。本資料を参考に必要な手続きをお願いいたします。

1. 下記の外務省ホームページより短期滞在ビザの要否とその申請手続きをご確認ください。

- **ビザ(査証)要否の確認** ビザ免除国・地域(短期滞在)  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/novisa.html>
- **ビザ申請手続き** ビザ・日本滞在  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/>

2. 招へい者がビザの取得が必要な場合、下記の2種の申請方法からいずれかを選択し、お手続きください。

1) さくらサイエンスプラン(SSP)ビザ申請支援を利用される場合

※ **SSP認定状**(Letter of Certificate)を得て、申請いただくものです。

SSP認定状は、SSPに参加する為の来日であることを認定する英文書類で、**本認定状を得てビザの申請をされずと、身元保証書、招へい理由書等の作成が原則不要となるほか、査証手数料(ビザ手数料)が免除となる可能性があります。**

※ **ビザの申請支援は、ビザの発給を保証するものではありません。**

2) ビザ申請支援を利用されない場合(受入れ機関のよる自己申請)

通常のビザ(査証)申請書類が必要となります。

### 個人情報の保護に細心の注意をお払ください

**注意事項 1:** 2019年度一般公募から、関係省庁の協力により、本事業での来日に際し、自己資金招へい者(※印参照)についてもビザ申請支援を受けることが可能になりました。  
※「平成31年度募集要項 用語について」より抜粋  
自己資金招へい者: 受入れ機関または送出し機関等が自らの全額を負担して追加的に交流計画に参加させる者。

**注意事項 2:** ビザ申請支援を利用される場合は、プログラム開始9週間前(※)までに、ビザ申請者リストをご提出いただく必要があります。  
採択通知送付時から交流計画開始日までの期間が9週間に満たない場合、上記2)の「ビザ申請支援を利用されない場合(受入れ機関による自己申請)」にて手配ください。  
関係省庁へのビザリストの提出は、概ね2週間に1回となります。個別の案件について緊急対応等はできませんのでご了承ください。  
申請、受領を急ぐ場合には、通常のビザ申請(自己申請)をお勧めいたします。  
※ **提出期限を過ぎた場合には、上記2)の「ビザ申請支援を利用されない場合(受入れ機関による自己申請)」にてご対応ください。**

**注意事項 3:** 契約締結で承認された交流計画期間を超えて日本に滞在する場合(例: 全行程12日の内7日分をSSPで負担)は、本発給支援の**対象外**となります。  
この場合、上記2)の「ビザ申請支援を利用されない場合(受入れ機関による自己申請)」にて手配ください。

**注意事項 4:** 招へい者が出身国以外の在外公館でビザ申請する場合(例 留学先での申請)は、事前に当該公館に申請の可否をご確認ください。

**注意事項 5:** 国により、旅券(パスポート)の有効期限が6か月以上残っていないと出国できない場合がありますので、事前にご確認ください。

### ビザ申請支援に関する問い合わせ先:

国立研究開発法人科学技術振興機構 さくらサイエンス交流事業推進室 ビザ担当  
〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ5階  
Tel: 03-5214-8996 Fax: 03-5214-8445

## さくらサイエンスプラン(SSP)ビザ申請支援を利用した場合の手続き

### 科学技術振興機構 (JST)

受入れ機関へさくらサイエンスプランの採択を通知

#### 来日9週間前まで

『ビザ申請者リスト』を受領

#### 来日約8～7週間前

- ・『ビザ申請者リスト』の情報を基に『SSP認定状』を作成し、受入れ機関へ簡易書留で郵送
- ・招へい者の情報を関係省庁へ提出 (リストに記載の情報は、最終的にビザ申請先の在外公館へ情報提供されます。)

#### 来日3週間前まで

ビザ申請が可能になった段階で、(関係省庁から、MOFA Message発出の通知が届いたら)受入れ機関に連絡

### 受入れ機関

#### 来日9週間前まで(※)

- ・まずは、招へい者を選定し、必要な情報(パスポートコピー、現住所等)を入手してください。
- ・さくらサイエンスプランのホームページからビザ申請者リストをダウンロードし、必要情報を記入し、**来日9週間前までに『ビザ申請者リスト』をメールに添付してJSTへ送信してください。**
- ※ リストを9週間前までに提出できない場合には、受入れ機関による自己申請)にてご対応ください。
- ※ ビザ申請先の在外公館(日本大使館/総領事館)の休館日にご注意ください。

#### ビザ申請者リスト提出先

【e-mail】 [ssp@jst.go.jp](mailto:ssp@jst.go.jp)

【件名(必須)】 ビザ申請支援: 受付番号\_受入れ機関名

※ メールに添付するビザ申請者リストのファイル名にも、必ず受付番号と受け入れ機関名を記載してください。

#### ※ リスト記入時の注意点:

ビザ申請者リストに記入する、招へい者の氏名、生年月日、性別の情報に、記入間違いがないか、必ず確認をしてください。関係省庁に提出後の訂正はできませんので、ご了承ください。

#### 来日約8週間前～6週間前

- ・JSTからSSP認定状を受領
- ・受領した『SSP認定状 (Letter of Certificate)』(原本)の内容を確認し、送出し機関へ発送してください。
- 【注意】招へい者に、以下のことをお知らせください。
  - ・この時点でビザ申請を行わないこと
  - ・受入れ機関からの申請可能な連絡(MOFA Message発出の連絡)を待つこと

#### 来日3週間前

JSTからのビザ申請可能(MOFA Message発出)の連絡を受けたら、招へい者/送出し機関に連絡し、ビザ申請の手続きを進めてください。

在外公館(代理申請機関)でビザを申請する際には、以下の書類を提出するようお願いください。

- 1.パスポート
- 2.ビザ申請書および写真
- 3.SSP認定状

※代理申請機関を介した申請が定められている中国以外(フィリピンは例外あり\*)では、必ず**在外公館で申請**してください。(代理申請機関やビザセンターで申請の場合は、ビザ発給手数料免除の対象とならない場合があります。)

※フィリピンは、場合により在外公館に直接申請することができます。

詳細は在フィリピン日本大使館ホームページをご確認ください。

※代理申請機関や民間事業者を利用した場合には、別途手数料が必要となります。(JST支援対象外)

#### 【注意事項】変更発生時の対応

招へい者の来日キャンセルや支援手続き完了後の自己申請への切替、またはビザ申請時にトラブルが発生した場合には速やかにJSTビザ担当にご連絡ください。

## ビザ申請支援を利用されない場合(受入れ機関による自己申請)の手続き

### 受入れ機関 (Host Organization)

#### 1. 外務省ホームページで短期滞在ビザの申請方法を確認し、送出し機関と調整

海外渡航・滞在>ビザ・日本滞在: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/#section1>

1.申請方法→該当する国名→『1次有効の短期滞在ビザを申請する手続の概要(PDF)』を参照

#### 2. ビザ申請に必要な情報を招へい者から入手

#### 3. 必要書類を準備し、招へい者へ送付

書類例:①招へい理由書、②滞在予定表、③身元保証書、④その他 ※①、②、③は外務省ホームページから入手可能

【注意】招へい理由書を作成する際、招へい目的にSSP(さくらサイエンスプラン)と記載する場合には、

「招へい目的はSSP(さくらサイエンスプラン)であるが、ビザの発給支援は受けない為、通常のビザ申請書類として受理ください」という趣旨の一文を必ず記入してください。

本資料は、外務省のビザ(査証)申請を参考に作成したものです。(2019年3月現在)

申請方法は招へい者の国籍、パスポートの種類、渡航目的等によって異なりますので、手続きの詳細については、外務省および申請先在外公館のホームページをご参照の上、必ず最新情報をご確認ください。

また、必要に応じて在外公館にもお問い合わせください。

※ **中華人民共和国での申請は**、在外公館が指定する代理申請機関での申請となります。

(中華人民共和国以外のパスポートを所持している方の申請については、居住の地域を管轄する日本大使館/総領事館にお問い合わせください。)

※ **フィリピンは**、原則在外公館が指定する代理申請機関での申請となりますが、場合により在外公館に直接申請することができます。

詳細は在フィリピン日本大使館ホームページをご確認ください。

※ **インド、タイ、インドネシア、スリランカでは大使館への申請のみ代理申請機関を通して行います。**

いずれも大使館と総領事館で申請方法が異なりますのでご注意ください。

※ **ベトナムでは大使館の申請のみ、ビザ発給まで8業務日**が必要となります。